

JALグループ、国際線「燃油特別付加運賃」継続を申請

2005年8月10日

第 05054号

JALグループはこの度、「燃油サーチャージ」(正式名称「燃油特別付加運賃」)を今年度下期も継続することを決定し、本日、国土交通省に申請いたしました。

今般の燃油価格の高騰は過去例を見ない状況にあり、JALグループ業績に極めて大きな影響を与えています。

JALグループでは、この事態に対して、様々な収支改善策に取り組んでまいりました。しかしながら、現下の更なる航空燃油費の高騰は、自助努力での対応の範囲を超え、国際線ご利用のお客様にもご負担をお願いせざるを得ない状況が続いております。そのため、今般、条件を付した上で「燃油特別付加運賃」を継続することといたしました。何卒皆様のご理解をお願い申し上げます。

【「燃油特別付加運賃」の概要】

運賃額：(日本発の場合。額は一区間片道当り)

	額
韓国・福岡=上海	700円
香港	1,200円
ベトナム・フィリピン・台湾・ミクロネシア・中国(福岡=上海以外)	1,300円
タイ・マレーシア・シンガポール・インドネシア・インド	3,600円
北米・南米・ハワイ・欧州・中東・オセアニア	5,000円

条件：

- ①「シンガポールケロシン市況価格が1ヶ月平均60ドルを下回った場合には本運賃を以下の額に値下げします。」

	額
韓国・福岡=上海	500円
香港・ベトナム・フィリピン・台湾・ミクロネシア・中国(福岡=上海以外)	1,000円
タイ・マレーシア・シンガポール・インドネシア・インド	1,800円
北米・南米・ハワイ・欧州・中東・オセアニア	2,500円

②「シンガポールケロシン市況価格が1ヶ月平均40ドルを下回った場合は本運賃を廃止します。」

*適用条件

- ① 大人・小児・幼児ともに同額をご負担いただきます。また、JALマイレージバンク国際線特典航空券ご利用のお客様にも同額をご負担いただきます。
- ② 航空券ご購入後に払戻しする場合、燃油特別付加運賃については、取消手数料・払戻手数料は適用されません。
- ③ 関係国政府認可条件により、額が変更となる場合があります。

以 上